

電話等を用いた診療に関するコロナ特例解釈変更により —地域包括診療料・生活習慣病管理料等も147点の特例算定可能

新型コロナウイルス感染症の「5類化」に伴い、電話と情報通信機器による診療により算定できる「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数（147点 ※月1回）が算定できる管理料・指導料について、解釈が変更されました。5月18日付け事務連絡の「問3」で、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されていた点数の解釈に「令和4年度診療報酬改定以前に」の文言が加えられ、対象となる点数が下記の表の通りとなりました。なお、算定可能な期間は5月8日から7月31日までです。また、「1002 通院・在宅精神療法」も同様に算定できます。※請求、コードについては変更ありません。

電話等の診療で特例的に147点が算定可能な管理料等について

特例の対象となるのは以下の管理料等です。

令和4年度診療報酬改定以前に「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されていた点数	B000 特定疾患療養管理料	1002 通院・在宅精神療法
	B001・5 小児科療養指導料	
	B001・6 てんかん指導料	
	B001・7 難病外来指導管理料	
	B001・27 糖尿病透析予防指導管理料	
	B001-2-9 地域包括診療料	
	B001-2-10 認知症地域包括診療料	
	B001-3 生活習慣病管理料	

上記特例適用時の請求コードについて（5月8日以降変更なし）

上記のコロナ特例を適用して算定する場合の請求コードは以下となります。なお、電話・情報通信機器に係る特例は5月8日～7月31日までの期間中ですのでご注意ください。

5月8日～7月末	診療行為名称	点数	請求コード	+	診療行為名称	点数	請求コード
	A001-00 電話等再診料（特例）	73	112026750		B000-00慢性疾患等の診療（特例）	147	113045650
A002-00 外来診療料（特例）	74	112026850	B000-00精神疾患の精神療法（特例）	147	180070750		

詳細

●2023年3月31日付事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/001083715.pdf>

●2023年5月18日付事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001100614.pdf>